

川西町の人事行政の運営等の状況を公表します

平成17年5月に公布した「川西町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき本町の人事行政の運営等の状況を公表します。この条例は、公務員の人事行政の根本基準を定めた地方公務員法第58条の2の規定に基づき制定したものです。

公表を行う目的は、職員に必要な処遇は確保する一方で、その給与は町民の皆さんの負担であることから、公務における人事行政の運営状況を広く住民の皆様に周知して人事行政の運営の公正性と透明性を確保していくことにあります。

(1) 職員の任免及び職員数に関する状況

①職員の任免の状況（平成17年4月2日～平成18年4月1日）

- ・採用0人、退職2人（一般行政職2人（勸奨退職1名及び普通退職1名））
- ・職種別任免（平成18年4月1日現在）

職 種 名	人 数	備 考
一般行政職（事・技）	104	保健師、保育士等を含む
幼稚園教諭	8	
技能労務職員	11	給食調理員、環境整備員、運転手
計	123	

③職員数に関する状況（平成18年4月1日現在）

■任命権者・役職別職員数の状況

	部 長	課 長	課長補佐	主 任	主 事	技能労務	教 諭	計
町長部局	3	13	10	19	35	6	-	86
教育委員会	1	2	4	4	5	5	8	29
水道部	1	2	1	1	1	-	-	6
議 会	1	-	1	-	-	-	-	2
計	6	17	16	24	41	11	8	123

* 上記には相当職を含みます。

■部門別職員数の状況

部 門	区 分	職 員 数			備 考
		平成17年	平成18年	比較	
一般行政部門	一般管理	議 会	2	2	
		総 務	20	19	-1
		税 務	7	9	2
		農林水産	2	2	
		土 木	5	6	1
	福 祉	民 生	33	33	
衛 生		11	9	-2	
特別行政部門	教 育	31	30	-1	
普通会計 小 計		111	110	-1	
	水 道	6	5	-1	
	下 水 道	2	1	-1	
	そ の 他	7	8	1	国保、介護、老健
	小 計	15	14	-1	
合 計		126	124	-2	

*職員数は一般職(教育長を含む)に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員を含み、臨時又は非常勤職員を除いています。

(2) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況 (平成 18 年 4 月 1 日現在)

①一般職員の一週間の勤務状況

- ・ 正規の勤務時間 40 時間
- ・ 勤務時間 8 時 30 分～17 時 15 分
うち休憩時間 45 分、休息时间 15 分が 2 回

②休暇の種類

- ・ 年次休暇 20 日
- ・ 病気休暇 90 日以内 (但し、結核性疾患の場合 1 年以内、公務災害の場合は最小限度必要と認める期間)
- ・ 特別休暇
公民権公務関係休暇、骨髄提供休暇、ボランティア休暇 (5 日以内)、結婚休暇 (5 日以内)、産前休暇 (6 週間)、産後休暇 (8 週間)、育児休暇 (1 日 2 回各 30 分以内)、妻の出産 (2 日)、男性職員の育児参加のための休暇 (5 日) 子の看護休暇 (5 日)、生理休暇、忌引休暇 (例：父母 7 日)、リフレッシュ休暇 (連続の 3 日以内) 等
- ・ 介護休暇
- ・ 組合休暇

(3) 職員の分限及び懲戒処分 of 状況 (平成 17 年度)

分限処分とは、公務能率の維持を目的に職員に対してなされる処分であり、制裁的意味合いはありません。一方、懲戒処分とは、職員の義務違反に対する道義的責任を問い、秩序維持を図る制裁的処分です。

①職員の分限処分の状況

- ・ 分限処分 0 件

②職員の懲戒処分の状況

- ・ 懲戒処分 1 件 (減給 1 件)

(4) 職員のサービスの状況

すべての職員は、「全体の奉仕者」として公共の利益のため勤務し、職務遂行に当たって全力で奉仕しなければなりません。このサービスの基本原則を忠実に実行するため、職員はさまざまな義務が課せられています。特に信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、政治的行為の制限や争議行為等の禁止規定に違反した場合は、懲戒免職の対象となります。

- ・ 川西町職員サービス規程による

出勤管理 (タイムカード)、職員証の交付、宿日直勤務 (休日・夜間) 他

*職員のサービスの宣誓に関する条例、職務に専念する義務の特例に関する条例

(5) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

①職員の研修の状況

- ・ 当町及び、縣市町村研修センター並びに山辺広域行政事務組合の研修会に加
- ・ 縣市町村課へ実務研修生として派遣

②職員の勤務成績の評定の状況

- ・ 勤務評定は未実施

(6) 職員の福祉及び利益の保護の状況

地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する計画を立て、実施しなければなりません。現在本町職員に対して適用されている共済制度は、これに基づき定められた地方公務員共済組合法によって奈良県市町村職員共済組合が制度を運用実施しています。

①職員の福祉の状況

- ・川西町安全衛生管理規程（安全衛生管理体制、安全衛生教育、健康管理等）
- ・共済制度（奈良県市町村職員共済組合、公立学校共済組合奈良支部）
- ・川西町職員互助会

②職員の利益の状況

- ・休暇の取得状況
 - 年次休暇 10日（1人当たり）…平成17年
 - 病気休暇 3人（7日以上）…平成17年度
- ・産前産後休暇、育児休業の取得状況（平成17年度）
 - 産前産後休暇 3人
 - 育児休業 4人（男性の取得なし）
 - *最長誕生した日から3年間
- ・介護休暇の取得状況
 - 取得者なし

(7) 公平委員会の報告事項

職員は、給与・勤務時間その他の勤務条件に関し、適当な措置が執られるよう要求することや、懲戒その他意に反する不利益な処分を受けたときは、公平委員会に対して申し立てをすることができます。公平委員会は、これらの要求や処分が適当であるか審査し、必要な場合は適正化確保のため措置を勧告することのできる独立した機関です。

- ①勤務条件に関する措置の要求の状況 0件
- ②不利益処分に関する不服申立ての状況 0件